

令和7年度群馬県水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県における農地のうち、水田が占める割合は約4割と低い水準にある。また、農業産出額の約8割を野菜と畜産が占めており、米麦の占める割合は全体の1割未満（約6.7%（米5.8%、麦0.9%））にとどまっている。

一方で、水田は標高10メートルから1,000メートルにわたって広く分布しており、平坦地域では米麦の二毛作、中山間地域では良食味米の生産など、標高差を活かした多様な水田農業が展開されている。こうした地域特性を活かしながら、県では主食用米の需要減少や農業の担い手不足といった構造的課題に対応するため、飼料用米やWCS用稲など主食用米以外の作付けを推進し、あわせて高収益作物の導入を促進してきた。

これにより、水田の多様な活用を図るとともに、集落営農法人や大規模農家の経営基盤の強化を進め、水田農業における所得の安定化と地域農業の維持に努めてきたところである。

しかしながら、令和5年及び6年夏の記録的な猛暑の影響により主食用米が品薄となり、価格が高騰したことを受け、令和7年度は需給バランスが大きく崩れ、生産者が作付けの判断を行う上での見通しが立てにくい状況にある。全国的には主食用米の需要を満たすために作付けの増加が見込まれるため、生産過剰による米価の下落も懸念されるなど、先行きは一層不透明となっている。

このような状況の中で、水田農業を持続可能なものとし、担い手が安定的に所得を得られる経営を実現するためには、需要に応じたコメの生産を的確に行うとともに、水田を最大限に活用した収益力の向上が不可欠である。本県では、今後も地域特性を活かした多様な水田の活用を推進し、農業経営の安定と地域農業の持続的発展に向けた取組を強化していく。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

需要に応じたコメの生産を基本としながら、平坦地域を中心に、麦や大豆との二毛作や、WCS用稲・飼料用米などの作付けを推進する。これにより、地域内における耕種農家と畜産農家との連携による飼料需要に対応するとともに、作付品目の分散によって経営リスクの軽減と安定化を図る。

あわせて、ドローンや収量コンバインなどのICTの導入と農地中間管理機構を活用した農地の集約化を図り、省力的かつ低コストな生産体制の構築を目指す。

さらに、地域の需要に応じた高収益作物の作付け拡大を図ることで、水田農業全体の収益力向上を目指す。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

平坦地域においては、農地中間管理機構を活用し、法人および認定農業者への農地の集積・集約を進め、更に、地域の需要に応じて野菜などの高収益作物への転換が見込まれる地域については、畑地化促進事業を活用し、団地化や農業基盤の整備を進める。また、連作障害や湿害回避のため、可能な地域ではブロックローテーションの導入を推進する。

中山間地域においては、地域の地形的特性を活かした生産や観光資源とのタイアップなど、特色ある水田の活用を進め、集落営農組織や農業法人等による野菜や花などの高収益

作物への転換を促進し、収益性の高い農業経営を目指す。

なお、水田の利用状況の把握については、農業共済組合や県、地域再生協議会と連携し、「作物作付・水稻共済一体化台帳」を活用して、水張りの有無や畑地としての利用状況などを確認・整理する体制を構築する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

安定した米の生産と供給を実現するため、平坦地域においては、米麦二毛作体系に適した「あさひの夢」や、高温登熟耐性に優れる「にじのきらめき」「いなほっこり」などの品種の導入を推進する。一方、中山間地域においては、良食味米や有機JAS認証米、特別栽培米など、付加価値の高い米づくりを関係機関・団体と連携しながら進める。

また、近年の高温傾向を踏まえ、高温期における適切な栽培管理や病虫害防除の技術指導を強化し、収量および品質の安定確保に努める。さらに、契約栽培の推進を通じて販売先の確保と価格の安定を図り、持続可能な米生産体制の構築を目指す。

(2) 備蓄米

希望地域においては取組を推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

需要に応じたコメの生産を基本としながら、生産過剰による米価下落を避けるため、リスク分散として飼料用米への取組も促す。また、多収専用品種の導入、ICT活用と農地集積・集約によるコスト低減等を推進する。併せて、飼料、堆肥の地域内相互利用を促す耕畜連携の取組を通じて、持続的な生産体制の構築を目指す。

イ 米粉用米

需要に応じたコメの生産を基本としながら、専用品種の導入、ICT活用と農地集積・集約によるコスト低減等を推進する。併せて、安定した生産ができるよう、実需者との複数年契約等を推進する。

ウ 新市場開拓用米

二毛作や土地利用集積、GAPの取組を推進しつつ需要に応じた生産を行う。

エ WCS用稲

需要に応じたコメの生産を基本としながら、耕種農家と畜産農家間でWCS用稲の利用についてマッチングを進めるとともに、コントラクター組織の育成、ICT活用と農地集積・集約によるコスト低減等を推進する。併せて、飼料、堆肥の地域内相互利用を促す耕畜連携の取組を通じて、持続的な生産体制の構築を目指す。

オ 加工用米

実需者からの要望に基づき生産を行うとともに、ICT活用と農地集積・集約によるコスト低減等を推進し、併せて、実需者との複数年契約で安定生産に結び付ける。

(4) 麦、大豆、飼料作物

本県における主要な水田営農モデルとして、麦、大豆、飼料作物、新規需要米とのブロックローテーション及び二毛作を推進し、水田のフル活用による収益力の向上を図る。

ア 麦

実需者ニーズに応じた品質と生産量を確保するため、排水対策や施肥管理、病害虫防除等の徹底を図るとともに、GAPの取組で適正な生産管理の実践を推進する。

また、併せて国や近県と連携し、実需要望に合う品種の育成、選定についても継続して取り組む。

パン用硬質小麦「ゆめかおり」について、需要の増加に対応するため、水田での作付けを推進するとともに、タンパク質向上に向けた施肥管理を徹底する。

また、麦作においても耕畜連携を進めるため、麦を作付けする水田への堆肥の投入及び麦稈を敷料に活用する取り組みについて支援する。

イ 大豆

需要に応じた生産を行うため、契約栽培を基本とし、作付面積の維持と担い手への農地集積を図り、集落営農法人等によるブロックローテーションを推進する。

また、「里のほほえみ」の種子確保や栽培管理の徹底により高品位安定生産を図るとともに、地元実需者との結びつきにより地産地消の取組を推進する。

ウ 飼料作物

国産自給飼料の確保のため、作付可能なほ場において飼料生産を行い、耕畜連携による資源循環等の取組、担い手への農地集積による飼料用とうもろこし等の作付拡大を推進する。

(5) そば、なたね

実需者との契約に基づく生産を推進するとともに、品質向上と安定生産を図るため、排水対策や適期収穫等を推進する。中山間地域においては、集落営農等の生産組織を中心として、地域振興と連動した生産・加工等の取組を推進する。

(6) 地力増進作物

主に園芸作物等の作付地域において、次期作に向けた土作りの取組として推進する。また、有機栽培等においても地力増進の取組としての導入を図る。

(地力増進稲、ソルガム、エン麦、ライ麦、イタリアンライグラス、ローズグラス、クローバー類、アルファルファ、レンゲ、その他地力増進作物(青刈り大豆、マリーゴールド等)、クロタラリア、フェアリーベッチ、ナギナタガヤ)

(7) 高収益作物

本県の営農モデルである米麦二毛作＋野菜等の高収益作物の複合経営による収益力向上を目指し、野菜、花き、こんにゃくに対して産地交付金を活用し、生産振興を図る。

基盤整備済みの地域や露地野菜の中心的地産地等では、団地化を進め、畑地化に向けた取組を推進する。

ア 野菜(県内全域)

きゅうり、トマト（ミニトマト含む）、なす、いちご、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、ブロッコリー、えだまめ、ちんげんさい、パプリカ、ズッキーニ、にら、にがうり、たまねぎ、スイートコーン（未成熟とうもろこし）、さやいんげん、だいこん、ふき、うど、こまつな、すいか、やまといも、はくさい（「野菜王国・ぐんま推進計画」（令和２年度～令和７年度）における重点品目等）

イ 花き（主に東部平坦地域～中山間地域）
スプレーギク、コギク（「群馬県花き振興計画」（令和２年度～令和７年度））

ウ こんにゃく（主に中山間地域）

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

５ 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和８年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	12,800		12,800		12,000	
備蓄米	0		0		100	
飼料用米	1,878		1,900		1,700	
米粉用米	213		170		200	
新市場開拓用米	2		0		1	
WCS用稲	645		620		700	
加工用米	1,355	816	1,400	850	1,400	860
麦	6,968	2,208	6,900	2,200	6,800	4,600
大豆	153	3	120	2	120	
飼料作物	291	129	300	130	500	320
・子実用とうもろこし	7		5		5	
そば	24	17	55	21	55	22
なたね	1		1		1	
地力増進作物	10		10		10	
高収益作物	815		807		810	
・野菜	769		730		730	
・花き・花木	6		7		10	
・果樹	0		0		0	
・その他の高収益作物	40		70		70	
その他						
畑地化	76		20		325	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	麦類	麦の品質向上助成	麦類1等比率（％）	（令和6年度）67.5%	（令和7年度）80% （令和8年度）80%
2	大豆	大豆の品質向上助成	普通大豆1等比率（％）	（令和6年度）4.3%	（令和7年度）59% （令和8年度）60%
			面積集積率	（令和6年度）34.8%	（令和7年度）52% （令和8年度）55%
3	麦類、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米	二毛作助成	取組面積（ha）	（令和6年度）5,496ha	（令和7年度）5,600ha （令和8年度）5,650ha
4	飼料用米 WCS用稲、飼料作物	耕畜連携助成	取組面積（ha）	（令和6年度）673ha	（令和7年度）970ha （令和8年度）1,000ha
5	『野菜王国・ぐんま』推進計画」に掲げる重点8品目等、コギク、スプレーギク、こんにゃく	地域振興作物助成	取組面積（ha）	（令和6年度）677ha	（令和7年度）750ha （令和8年度）750ha
6	飼料用米（一般品種）、米粉用米（一般品種）、加工用米、新市場開拓用米	新規需要米等の生産性向上助成	取組面積（ha）	（令和6年度）664ha	（令和7年度）1,290ha （令和8年度）1,300ha
7	飼料用米（多収品種） 米粉用米（専用品種）	新規需要米等の生産性向上助成（飼料用米多収品種及び米粉用専用品種）	取組面積（ha）	（令和6年度）108ha	（令和7年度）150ha （令和8年度）5,000ha
8	飼料用とうもろこし	飼料用とうもろこしの生産性向上助成	取組面積（ha）	（令和6年度）42ha	（令和7年度）48ha （令和8年度）50ha
9	新市場開拓用米	複数年契約の取組（新市場開拓用米）	取組面積（ha）	（令和6年度）0ha	（令和7年度）4.0ha （令和8年度）4.0ha
10	そば、なたね	そば、なたねの作付の取組	取組面積（ha）	（令和6年度）16ha	（令和7年度）29ha （令和8年度）30ha
11	新市場開拓用米	新市場開拓用米の作付の取組	取組面積（ha）	（令和6年度）2ha	（令和7年度）4.0ha （令和8年度）4.0ha
12	地力増進作物	地力増進作物の作付の取組	取組面積（ha）	（令和6年度）2.5ha	（令和7年度）9.0ha （令和8年度）10ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：群馬県

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	麦の品質向上助成(基幹作)	1	3,500	麦類	担い手、取組面積4ha以上(基幹作+二毛作)、GAP、赤かび病防除、排水対策・追肥等
1	麦の品質向上助成(二毛作)	2			
2	大豆の品質向上助成	1	4,500	大豆	担い手、取組面積2ha以上(基幹)、GAP、病害虫防除
3	二毛作助成(二毛作)	2	13,000	別紙のとおり	担い手
4	耕畜連携助成(わら利用)(耕畜連携)	3	10,000	飼料用米	利用供給協定の締結、わら利用
4	耕畜連携助成(資源循環)(耕畜連携)	3	11,000	WCS用稲、飼料作物	利用供給協定の締結又は取り決め確認書、堆肥散布、飼料作物利用
4	耕畜連携助成(麦わら資源循環)(耕畜連携)	4	10,000	麦類	利用供給協定の締結又は取り決め確認書、堆肥散布、麦わら利用
5	地域振興作物助成	1	7,000	別紙のとおり	指定する園芸作物等の作付
6	新規需要米等の生産性向上助成	1	2,000	別紙のとおり	1ha以上(基幹)、GAP(加工用米・新市場開拓用米のみ)
7	新規需要米等の生産性向上助成 (飼料用米多収品種、米粉用米専用品種)	1	3,000	飼料用米多収品種、米粉用米専用品種	1ha以上(基幹)
8	飼料用とうもろこしの生産性向上助成	1	4,500	飼料用とうもろこし(青刈り・子実)	担い手、利用供給協定等の締結、取組面積1ha以上(基幹)
9	複数年契約の取組(新市場開拓用米)	1	10,000	新市場開拓用米	経営所得安定対策等実施要綱の規定のとおり (全て基幹作のみ)
10	そば、なたねの作付の取組	1	20,000	そば、なたね	
11	新市場開拓用米の作付の取組	1	20,000	新市場開拓用米	
12	地力増進作物の作付の取組	1	20,000	地力増進作物(別紙のとおり)	

別紙

産地交付金対象作物

整理番号	使途	対象作物
3	二毛作助成(二毛作)	麦類、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米
5	地域振興作物助成	『野菜王国・ぐんま』推進計画』(令和2年度～令和7年度)に掲げる重点8品目等(きゅうり、トマト(ミニトマト含む)、なす、いちご、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、ブロッコリー、えだまめ、ちんげんさい、パプリカ、ズッキーニ、にら、にがうり、たまねぎ、スイートコーン(未成熟とうもろこし)、さやいんげん、だいこん、ふき、うど、こまつな、すいか、やまといも、はくさい)、およびコギク、スプレーギク(「群馬県花き振興計画」(令和2年度～令和7年度))、こんにゃく
6	新規需要米等の生産性向上助成	飼料用米、米粉用米、加工用米、新市場開拓用米
12	地力増進作物の作付の取組	地力増進稲、ソルガム、エン麦、ライ麦、イタリアンライグラス、ローズグラス、クローバー類、アルファルファ、レンゲ、その他地力増進作物(青刈り大豆、マリーゴールド等)、クロタリヤ、フェアリーベッチ、ナギナタガヤ

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 都道府県名

群馬県

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)			活用予定額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)	
群馬県 (①)	1,029,101,000	1,029,101,000		1,029,101,000
地域農業再生協議会合計 (②)				
合計 (①+②)	1,029,101,000	1,029,101,000		1,029,101,000

(注)追加配分が未定の段階にあっては、該当箇所を空欄により作成することとします。

(参考)国からの配分枠

	配分枠 (A+B)		
		当初配分 (A)	追加配分 (B)
国からの配分枠	1,029,101,000	1,029,101,000	

3. 活用方法

配分枠

1,029,101,000円

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単価① (円/10a)	面 積 (a単位)※3																	合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)
				戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	高収益作物				その他			
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米					野菜	花き・花木	果樹	その他の 高収益作物				
1	麦の品質向上助成	1	3,500	170,000																170,000	59,500,000	
1	麦の品質向上助成	2	3,500	344,000																344,000	120,400,000	
2	大豆の品質向上助成	1	4,500		11,800															11,800	5,310,000	
3	二毛作助成(二毛作)	2	13,000	490,000	100	12,000		0		44,000										546,100	709,930,000	
4	耕畜連携助成(わら利用)	3	10,000					50,000												50,000	50,000,000	
4	耕畜連携助成(資源循環)	3	11,000			1,500			3,050											4,550	5,005,000	
4	耕畜連携助成(麦わら資源循環)	3	10,000	12,000																12,000	12,000,000	
4	耕畜連携助成(麦わら資源循環)	4	10,000	5,000																5,000	5,000,000	
5	地域振興作物助成	1	7,000											61,500	200	0	3,100			64,800	45,360,000	
6	新規需要米等の生産性向上助成	1	2,000				3,500	50,000		14,000										67,500	13,500,000	
7	新規需要米等の生産性向上助成(飼料用米多収品種および米粉用米専用品種)	1	3,000					4,770												4,770	1,431,000	
8	飼料用とうもろこしの生産性向上助成	1	4,500			3,700														3,700	1,665,000	
9	複数年契約の取組(新市場開拓用米)	1	10,000																		取組に応じた追加 配分枠	
10	そば、なたねの作付の取組	1	20,000																			
11	新市場開拓用米の作付の取組	1	20,000																			
12	地力増進作物の作付の取組	1	20,000																			
合計(基幹)※4			実面積	182,000	11,800	3,700	3,500	50,000	3,050	14,000					61,500	200		3,100		332,850	1,029,101,000	
合計(二毛作)※4			実面積	495,000	100	12,000		0		44,000										551,100		

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができます。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

- 1 追加配分を受けた場合
追加配分額の内、地域の取組に応じた配分を除いた額を整理番号1～8の所要額(計画単価×計画面積)の比率で按分し、各取組に充当する。
充当単価は次の計算式で算定する。【充当単価＝当該配分額/当該計画面積】
- 2 減額調整を受けた場合
調整額を整理番号1～8の所要額(計画単価×計画面積)の比率で按分し、各取組から減額する。
減額単価は次の計算式で算定する。【減額単価＝当該減額分/当該計画面積】
- 3 追加配分と減額調整が両方ある場合
地域の取組に応じた配分を除いた追加配分額と減額調整額を相殺し、差額によって上記1または2のとおり配分(減額)する。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

- 1 整理番号9～12(地域の取組に応じた追加配分の取組)の所要額合計が配分枠合計を超過しなかった場合
 - ①整理番号1～8で所要額合計が配分枠合計を超過した場合
次の単価調整係数(小数点第5位以下切り捨て)を用いて、整理番号1～8の単価を一律に減額調整する。
・単価調整係数＝配分枠【整理番号1～8の(計画単価×計画面積)の合計】/所要額【整理番号1～8の(計画単価×助成対象面積)の合計】
【調整後単価＝計画単価×単価調整係数】
 - ②整理番号1～8の合計所要額が配分枠を下回っている場合
調整なし ※ただし、大幅に執行残がある場合、残額が0に近づくよう整理番号1～8の単価を増額し、調整する。(一律ではない)
- 2 整理番号9～12(地域の取組に応じた追加配分の取組)の所要額合計が配分枠合計を超過した場合
 - ①整理番号9～12の不足額について、整理番号1～8の配分額合計から流用し、整理番号9～12に対して計画単価のとおりに交付できるようにする。
※4. 追加配分等を受けた場合の調整方法の通り、整理番号11については単価調整後、実績面積の増加により所要額が不足する場合に限る。
 - ②整理番号1～8の取組について
 - (ア)整理番号1～8の所要額合計が配分枠合計を上回っている場合
次の単価調整係数(小数点第5位以下切り捨て)を用いて、単価を一律に減額調整する。
・単価調整係数＝配分枠【整理番号1～8の(計画単価×計画面積)の合計－(整理番号9～12への流用額)】/所要額【整理番号1～8の(計画単価×助成対象面積)の合計】
【調整後単価＝計画単価×単価調整係数】
 - (イ)整理番号1～8の合計所要額が配分枠を下回っている場合
調整なし ※ただし、大幅に執行残がある場合、残額が0に近づくよう整理番号1～7の単価へ増額し、調整する。(一律ではない)

6. 高収益作物について(野菜、花き・花木、果樹除く)

こんにゃく

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	群馬県				整理番号	1
使途名	麦の品質向上助成					
対象作物	麦類(基幹作)(二毛作)					
単 価	3,500円/10a(追加配分額に応じて単価を増額調整する。)					
課 題	本県の水田農業においては、麦作を転換作物の中心として、水田のフル活用を推進している。また、麦生産においては、実需者の求める品質の確保や安定供給が最重要課題である。 令和6年度実績は、1等比率は67%と目標を下回った。実需者ニーズに対応した生産を行うためには、病虫害防除や追肥、排水対策及びGAPによる生産工程管理等の確実な実施が重要であり、品質向上の支援を継続することが必要である。 令和7年度は、過去平均を上回る麦類1等比率80%を引き続き目標とする。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	麦類1等比率	目 標	80%	80%	80%	80%
		実績	62%	67%		
内 容	水田における麦生産で、以下の要件を満たす取組に対して助成する。					
具体的要件	1 助成対象者(以下をすべて満たすこと) ①販売等を目的として対象作物を生産・耕作する販売農家・集落営農 ②需要者と出荷・販売契約を締結していること(販売目的の自家加工用麦生産者を含む) ③以下の担い手であること 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、人・農地プランまたは地域計画に位置づけられた中心経営体のいずれか 2 助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱(以後、要綱)別紙1に定める交付対象水田であること 3 取組要件(以下のすべての要件を満たすこと) ①麦類を4ha以上生産していること(基幹+二毛の合計で可) ②GAPの取組を行うこと ③赤かび病防除を実施すること ④以下のいずれかの取組を行うこと ・小麦:①追肥の実施または緩効性成分入りの肥料の基肥散布、②排水対策の実施(排水溝・明渠・暗渠等の設置、溝掘り、心土破碎等)・大麦:排水対策の実施(同上)					
取組の 確認方法	1 助成対象者 ・要綱Ⅳの第2の1の(3)及び(4)の規定に準じる。なお、自家加工の生産者の場合は、自家加工販売計画書(要綱様式第9-2号)により確認する。 ・担い手であることの確認は、農業経営改善計画、青年等就農計画、経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧(要綱様式第5号)、人・農地プランまたは地域計画等により行う。 2 助成対象水田 ・営農計画書、水田台帳により確認する。 3 取組要件 ・取組面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の(5)の規定に基づき行う。 ・GAPの取組の確認は、GAPチェックシートにより行う。 ・赤かび病防除の確認は、作業日誌及び薬剤購入伝票により行う。 作業委託(無人ヘリコプター等)による防除の場合は、作業日誌及び作業委託契約書(申込書等)により確認する。 ・追肥、緩効性成分入りの基肥散布の確認は、作業日誌及び肥料購入伝票により行う。 ・排水対策の確認は、作業日誌、現地確認等により行う。					
成果等の 確認方法	(1等比率)令和8年1月末までに、農産物検査結果により確認する。					
備考						

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	群馬県				整理番号	2
使途名	大豆の品質向上助成					
対象作物	大豆（基幹作）					
単 価	4,500円/10a（追加配分額に応じて単価を増額調整する。）					
課 題	大豆生産については、作付可能な地域において主食用水稻からの転換作物として推進を図っている。令和6年度実績は、大豆1等比率4.3%、面積集積率35%と目標を下回った。特に1等比率は、高温によるカメムシ被害や、青立ちによる汚損粒などの影響が大きかった。品質の安定化は生産者の所得向上に直結するため、引き続きGAPによる生産工程管理、適切な病虫害防除、適期収穫の励行が必要。 また、省力化・低コスト生産を推進するため、担い手への面積集積による団地化を推進する必要がある。 大豆作付面積については、R2年度から増加傾向で推移しており、更なる作付拡大を目指し、単価を増額して推進を図っていく。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	普通大豆1等比率	目標	20%	57%	59%	60%
		実績	55%	4.3%		
	面積集積率	目標	43%	50%	52%	55%
実績		49%	35%			
内 容	水田における大豆生産で、以下の要件を満たす取組に対して助成する。					
具体的要件	1 助成対象者（以下をすべて満たすこと） ①販売等を目的として対象作物を生産・耕作する販売農家・集落営農 ②需要者と出荷・販売契約を締結していること（販売目的の自家加工用大豆生産者を含む） ③以下の担い手であること 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、人・農地プランまたは地域計画に位置づけられた中心経営体のいずれか 2 助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱（以後、要綱）別紙1に定める交付対象水田であること 3 取組要件（以下のすべての要件を満たすこと） ①大豆を2ha以上生産していること ②GAPに取り組むこと ③病虫害防除の実施					
取組の確認方法	1 助成対象者 ・要綱Ⅳの第2の1の（3）及び（4）の規定に準じる。なお、自家加工用の生産者の場合は、自家加工販売計画書（要綱様式第9－2号）により確認する。 ・担い手であることの確認は、農業経営改善計画、青年等就農計画、経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧（要綱様式第5号）、人・農地プランまたは地域計画等により行う。 2 助成対象水田 ・営農計画書、水田台帳により確認する。 3 取組要件 ・取組面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の（5）の規定に基づき行う。 ・GAPの取組の確認は、GAPチェックシートにより行う。 ・病虫害防除は作業日誌や薬剤の購入伝票等により行う。					
成果等の確認方法	（1等比率）令和8年1月末までに農産物検査結果により確認する。 （面積集積率）大豆生産集団等の面積調査により確認する。					
備考						

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	群馬県				整理番号	3
使途名	二毛作助成					
対象作物	戦略作物(麦類、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米)、新市場開拓用米(いずれも二毛作)					
単 価	13,000円/10a(追加配分額に応じて単価を増額調整する。)					
課 題	本県は、冬期の多日照や排水良好の水田が多い等の条件を活かし、米麦を基幹とする二毛作が行われている。全耕地に対する水田面積割合が低い本県では、水田フル活用による収益力向上のため二毛作の推進は必要不可欠である。令和5年度以降、対象を担い手農家へ絞ったところ、令和6年度実績は取組面積5,496haと目標には届かなかった。担い手への更なる集積を図り、本県の営農モデルである米麦二毛作＋高収益作物の組合せによる収益力向上を推進するため、二毛作の取組への支援を継続する。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	取組面積	目標	5,650ha	5,550ha	5,600ha	5,650ha
		実績	5,488ha	5,496ha		
内 容	水田において、当年産で「主食用米(備蓄米を含む)と対象作物」または「対象作物同士」の組み合わせによる二毛作を行う場合、以下の要件を満たす、二毛作の取組に対して助成する。					
具体的要件	1 助成対象者(以下の要件をすべて満たすこと) ①販売等を目的として対象作物を生産・耕作していること ②需要者と出荷・販売契約を締結していること(販売目的の自家加工用の麦、大豆の生産者を含む) ③以下の担い手であること 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、人・農地プランまたは地域計画に位置づけられた中心経営体 2 助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱(以後、要綱)別紙1に定める交付対象水田であること 3 対象作物(各作物において以下の要件を満たし、当該年度内に収穫・出荷・販売を行い、二毛作として作付していること) (1)麦 農協等と需要者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。 (2)大豆 農協等との出荷契約又は需要者等との販売契約を締結していること。 (3)飼料作物 需要者等との品質等の条件を含めた利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。 (4)飼料用米、米粉用米 新規需要米取組計画(需要に応じた米の生産・販売に関する要領(以後、要領)別紙2の第4の1)又は生産製造連携事業計画(米穀の新用途への利用の促進に関する法律第4条第3項)の認定を受けていること。					

具体的要件	また、飼料用米については、経営所得安定対策要綱別紙13の2の(3)により、生産性向上(コスト低減)のため、以下の取組のうち一つ以上に取り組むこと。○飼料用米の生産性向上のための課題に対する取組 ①密播、疎植栽培等の取組による移植苗箱数の削減 ②堆肥等の利用による肥料費の削減 ③ICT、スマート農業技術の利用による省力化・コスト低減 ④適切な施肥管理による収量向上(地域の農協及び指導機関の指導水準を参考とする) ・品種別適正基肥量の確保又は追肥の実施 ⑤立毛乾燥による乾燥・調製費削減 (5)WCS用稲 新規需要米取組計画の認定を受けていること。 (6)加工用米 加工用米取組計画(要領別紙1の第5)の認定又は加工用米出荷契約(要領別紙1の第6)を締結していること。 (7)新市場開拓用米 新規需要米取組計画の認定を受けていること。 (注)麦、大豆のうち、自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(要綱様式第9-2号)を作成すること。 直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成すること。 (留意事項) ①戦略作物同士の組み合わせによる二毛作に取り組む場合は、営農計画書において、農業者が二毛作として生産する戦略作物、作付面積を申告すること。 ②それぞれの戦略作物の耕作者が異なる場合においても、いずれか一方(戦略作物助成の対象とならない方)が二毛作助成の対象となるため、関係者間で調整の上、営農計画書を提出すること。
取組の 確認方法	1 助成対象者 ・要綱Ⅳの第2の1の(3)及び(4)の規定に基づき確認する。 2 助成対象水田 ・水田台帳、営農計画書により確認する。 3 助成対象作物 ・営農計画書及び出荷販売契約書(全作物に共通)、新規需要米取組計画(飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米の場合)、加工用米取組計画(加工用米の場合)、利用供給協定または自家利用計画(いずれも飼料作物の場合)により確認する。 ・飼料用米の生産性向上の取組を行ったことがわかる書類(作業日誌、資材等購入伝票等) ・取組面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の(5)の規定に基づき行う。
成果等の 確認方法	令和8年1月末までに、産地交付金の実績面積により確認する。
備考	

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	群馬県				整理番号	4
使途名	耕畜連携助成					
対象作物	【わら利用】飼料用米、【資源循環】飼料作物、WCS用稲（いずれも基幹作）、【麦わら資源循環】麦					
単 価	10,000円/10a(稲わら利用)(上限単価20,000円) 11,000円/10a(資源循環)(上限単価22,000円) 10,000円/10a(麦わら資源循環)(上限単価20,000円)(追加配分額に応じて単価を増額調整する。)					
課 題	本県は畜産業が盛んであり、県農業産出額のおよそ4割を占めている。耕畜連携により水田の高度利用を図ることは、耕種農家の収益力向上、堆肥の提供等によるコスト低減の推進につながり、重要な取組である。令和6年度実績は取組面積689haと目標を下回った。県内産飼料の生産は需要に追いついていないことから、水田における飼料増産を図るため、令和7年度も継続して耕畜連携の取組について支援を行う。 また、飼料・敷料として需要のある麦わらの利活用を促すため、麦わら資源循環の支援を令和7年度から開始する。					
目 標	耕畜連携助成 取組面積	目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	700ha	940ha	970ha	1,000ha
	稲わら利用 取組面積	目標	400ha	500ha	300ha	250ha
		実績	522ha	331ha		
	資源循環 取組面積	目標	300ha	400ha	400ha	400ha
		実績	380ha	358ha		
	麦わら資源循環 取組面積	目標	—	—	270ha	350ha
		実績	—	—		
内 容	麦類、飼料作物、飼料用米、WCS用稲を作付する水田において、耕畜連携(わら利用、資源循環、麦わら資源循環)を実施し、以下の要件を満たす取組に対して助成する。					
具体的要件	1 助成対象者 ・販売等を目的として対象作物を生産・耕作していること(自家利用の場合を含む)					
	2 助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱(以後、要綱)別紙1に定める交付対象水田であること					
	3 助成対象作物(飼料作物、飼料用米、WCS用稲、麦類で、以下のいずれかの取組を行うこと)					
	(1)稲わら利用(飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組) 利用供給協定(利用供給協定に含まれるべき事項は別紙のとおり)に基づき実施する飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組であり、次に掲げる事項のすべてを満たしていること。					
	①当年度において、飼料用米の作付が行われる水田であること。					
	②そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付であること。					
	③刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること。					
	(2)資源循環(飼料生産水田への堆肥散布の取組) 堆肥を、粗飼料作物等(粗飼料作物等の範囲は別紙のとおり)を作付けする(又は作付した)水田に施肥する取組であって、次に掲げる事項のすべてを満たしていること。					
	①当該年度における堆肥の散布の取組であること。					
	②散布される堆肥が、県内(又は、本県に隣接する市町村)で飼養される家畜の排せつ物から生産されたものであること。					

	(3) 麦わら資源循環 麦類を収穫した水田に堆肥を施肥し、麦わらを飼料又は敷料として提供する取組であって、次に掲げる事項のすべてを満たしていること。 ① 当該年度における堆肥の散布の取組であること。 ② 散布される堆肥は、県内(又は、本県に隣接する市町村)で飼養される家畜の排せつ物から生産されたものであること。 ③ 堆肥を散布する者は、その堆肥を生産する家畜の所有者又はその者の委託を受けた者(麦類生産水田への堆肥散布の取組の交付対象者を除く。)であること。 ④ 堆肥の散布量が10a当たり2t又は4m³以上であること。ただし、地域の公的機関が堆肥の散布量に関する基準を定めている場合にあっては、地域協議会の判断により当該基準に代えることができる。 ⑤ 麦わらは、県内(または本県に隣接する市町村)の畜産農家へ直接供給していること。 ⑥ 当年産において、麦類の作付が行われた水田であること。 ⑦ 麦わらは、確実に飼料又は敷料として利用される取り組みであること。 ⑧ 麦類の子実は、出荷・販売される作付であること。 ⑨ 同一年度において他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること。 4 その他 ◆ 耕畜連携の取組を行う者は、連携の相手方となる者との間に、3年間以上を締結期間とする利用供給協定(利用供給協定に含まれるべき事項は別紙のとおり)を締結(自家利用の場合には自家利用計画を策定)すること。 ◆ 麦わらを飼料として利用する場合は、飼料向け栽培管理が行われていること(注)。 ◆ 自ら家畜を飼養している者については、当該家畜のすべての堆肥を慣行に従って自己所有地に散布しても、なお堆肥が不足する場合に、不足分を利用供給協定に基づいて散布した面積に限り対象となる。
取組の確認方法	1 助成対象者 ・ 要綱Ⅳの第2の1の(3)及び(4)の規定に基づき確認する。 2 助成対象水田 ・ 水田台帳、営農計画書 3 助成対象作物 ・ 面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の(5)に基づき、営農計画書、現地確認により行う。 ・ 取組の確認は、作業日誌、利用供給協定書、自家利用計画、現地確認等により行う。
成果等の確認方法	令和8年1月末までに、産地交付金実績面積により確認する。
備考	(注) 麦わらを飼料として提供することを前提とした麦類の栽培管理において使用可能な登録農薬は無いことに留意する(R7.4.1現在)。

(別紙)

○利用供給協定に含まれるべき事項

各取組における利用供給協定書は、実施する取組の種類に応じて、次の事項を記載するものとする。

1 わら利用(飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組)

- (1) 取組の内容
- (2) わらを生産する者
- (3) わらを収集する者
- (4) わらを利用する者
- (5) ほ場の場所及び面積
- (6)刈取り時期
- (7) 利用供給協定締結期間
- (8) わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9) その他必要な事項

2 資源循環(飼料生産水田への堆肥散布の取組)

- (1) 取組の内容
- (2) 供給される飼料作物の種類
- (3) 飼料作物を生産する者
- (4) 堆肥を散布する者
- (5) ほ場の場所及び面積
- (6) 堆肥の散布時期及び量
- (7) 利用供給協定締結期間
- (8) 堆肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9) 刈取り時期
- (10) その他必要な事項

3 麦わら資源循環

- (1) 取組の内容
- (2) 麦わらを生産する者
- (3) 麦わらを利用する者
- (4) 堆肥を散布する者
- (5) ほ場の場所及び面積
- (6) 堆肥の散布時期及び量
- (7) 利用供給協定締結期間
- (8) 堆肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9) その他必要な事項

○粗飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、
青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。)、
青刈り大豆、飼料用麦、子実用とうもろこし、子実用えん麦、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、青刈りひえ、
しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、
スムーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、
リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、
アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、
ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

(注) 上記の粗飼料作物等については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される豚、牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限る。

※上記以外の粗飼料作物で地域農業再生協議会がその地域の特性に適合し、かつ、水田においてその生産振興を図る必要があると認められる場合(新規需要米を除く。)は、あらかじめ県と協議することとする。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	群馬県				整理番号	5
使途名	地域振興作物助成					
対象作物	野菜（具体的要件に定める品目）、花き（具体的要件に定める品目）、こんにゃく（いずれも基幹作）					
単 価	7,000円/10a（追加配分額に応じて単価を増額調整する。）					
課 題	本県は耕地に占める畑地の割合が高く、平坦地から高標高地帯までの耕地条件を活かして園芸作物等の生産量が多い。また、主食用米からの転換を推進するためにも、園芸作物等の作付を拡大し、収益力向上を図ることが重要である。 令和6年度実績は畑地化促進事業による畑地化の影響もあり、取組面積677haとやや減少傾向で、目標には及ばなかった。今後も米麦二毛作＋高収益作物の組合せによる本県の営農モデルを推進し、水田収益力強化を図るため、継続して支援を行う。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	取組面積	目標	745ha	750ha	750ha	750ha
		実績	718ha	677ha		
内 容	水田における対象作物の生産で、以下の要件を満たす取組に対して助成する。					
具体的要件	1 助成対象者 ・販売等を目的として対象作物を生産・耕作する販売農家・集落営農 2 助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱（以後、要綱）別紙1に定める交付対象水田であること 3 取組要件、助成対象作物 ・対象品目（下記のとおり）を作付け、販売すること。 ○野菜（「野菜王国・ぐんま」推進計画（令和2年3月）における重点品目等） きゅうり、トマト（ミニトマト含む）、なす、いちご、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、ブロッコリー、えだまめ、ちんげんさい、パプリカ、ズッキーニ、にら、にがうり、たまねぎ、スイートコーン（未成熟とうもろこし）、さやいんげん、だいこん、ふき、うど、こまつな、すいか、やまといも、はくさい ○花き コギク、スプレーギク（群馬県花き振興計画（令和2年3月）） ○こんにゃく ・その他 通常の収量を確保し得る栽植密度と肥培管理等が行われていること。					
取組の 確認方法	1 助成対象者 ・要綱Ⅳの第2の1（3）及び（4）の規定に基づき確認する。 2 助成対象水田 ・営農計画書により確認する。 3 取組要件、助成対象作物 ・面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の（5）に基づき、営農計画書、現地確認等により行う。 ・栽植密度及び肥培管理等については作業日誌、現地確認等により行う。					
成果等の 確認方法	令和8年1月末までに、産地交付金実績面積により確認する。					
備考						

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	群馬県			整理番号	6	
使途名	新規需要米等の生産性向上助成					
対象作物	加工用米、新市場開拓用米、飼料用米（一般品種）、米粉用米（一般品種）（いずれも基幹作）					
単 価	2,000円/10a（追加配分額に応じて単価を増額調整する。）					
課 題	主食用米の需要減少に伴い、新規需要米等への作付転換が継続的な課題となっている。また、加工用米や新市場開拓用米の生産においては、品質・生産量に対する実需者の要望に対応するとともに、生産コストの低減を図り、収益力を向上する必要がある。 令和6年度実績は、米粉用米の生産量が減少した影響や、専用品種の取り組みが別れたため減少傾向である。 需要に応じた生産のため、作付の定着を図り、生産性向上の支援を継続し、取組を推進する。					
目 標	※令和5年度は飼料用米多収品種及び米粉用米専用品種を含む		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	取組面積	目 標	—	1,280ha	1,290ha	1,300ha
		実績	1,274ha※	664ha		
内 容	水田における加工用米、新市場開拓用米、飼料用米（一般品種）、米粉用米（一般品種）の生産で、以下の要件を満たす取組に対して助成する。					
具体的要件	1 助成対象者（以下をすべて満たすこと） ①販売等を目的として対象作物を生産・耕作していること ②需要者と出荷・販売契約を締結していること 2 助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱（以後、要綱）別紙1に定める交付対象水田であること 3 取組要件 ①対象作物 ・加工用米は、需要に応じた米の生産・販売に関する要領（以後、要領）別紙1に規定する加工用米であり、加工用米取組計画の認定を受けていること ・新市場開拓用米は、要領別紙2の第2に規定する新市場開拓用米であり、新規需要米取組計画の認定を受けていること ・飼料用米（一般品種）、米粉用米（一般品種） 新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売に関する要領（以後、要領）別紙2の第4の1）又は生産製造連携事業計画（米穀の新用途への利用の促進に関する法律第4条第3項）の認定を受けていること。 また、飼料用米（一般品種）については、経営所得安定対策要綱別紙13の2の（3）により、生産性向上（コスト低減）のため、以下の取組のうち一つ以上に取り組むこと。 ○飼料用米の生産性向上のための課題に対する取組 ①密播、疎植栽培等の取組による移植苗箱数の削減 ②堆肥等の利用による肥料費の削減 ③ICT、スマート農業技術の利用による省力化・コスト低減 ④適切な施肥管理による収量向上（地域の農協及び指導機関の指導水準を参考とする） ・品種別適正基肥量の確保又は追肥の実施 ⑤立毛乾燥による乾燥・調製費削減					
	②要件（以下のすべての要件を満たすこと） ・加工用米（基幹作）、新市場開拓用米（基幹作）、飼料用米（一般品種）（基幹作）、米粉用米（一般品種）（基幹作）を1ha以上生産していること ・GAPの取組を行うこと（※加工用米・新市場開拓用米のみ）					

取組の 確認方法	1 助成対象者 ・要綱Ⅳの第2の1（3）及び（4）の規定に基づき確認する。 2 助成対象水田 ・営農計画書、水田台帳により確認する。 3 取組要件 ①営農計画書及び出荷販売契約書（全作物に共通）、新規需要米取組計画（飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米の場合）、加工用米取組計画（加工用米の場合）、利用供給協定により確認する。 飼料用米の生産性向上の取組を行ったことがわかる書類（作業日誌、資材等購入伝票等） ②取組面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の（5）の規定に基づき行う。 GAPの取組の確認は、GAPチェックシートにより行う。（※加工用米・新市場開拓用米のみ）
成果等の 確認方法	令和7年12月末までに、加工用米及び新規需要米の取組計画認定状況および水田における作付状況（確定値）で確認する。
備考	

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	群馬県				整理番号	7
使 途 名	多収・専用品種による飼料用米・米粉用米の取組					
対 象 作 物	飼料用米(多収品種)、米粉用米(専用品種)(いずれも基幹作)					
単 価	3,000円/10a(追加配分額に応じて単価を増額調整する。)					
課 題	飼料用米・米粉用米の取組定着のため、多収・専用品種への転換が課題となっていることから、多収・専用品種の生産性向上の取組を支援する。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	取組面積	目標	—	100ha	150ha	5,000ha
		実績	—	108ha	—	—
内 容	水田における飼料用米(多収品種)、米粉用米(専用品種)の生産で、以下の要件を満たす取組に対して助成する。					
具体的要件	1 助成対象者(以下をすべて満たすこと) ①販売等を目的として対象作物を生産・耕作していること ②需要者と出荷・販売契約を締結していること 2 助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱(以後、要綱)別紙1に定める交付対象水田であること 3 取組要件 ①対象作物 ・飼料用米(多収品種)、米粉用米(専用品種) 新規需要米取組計画(需要に応じた米の生産・販売に関する要領(以後、要領)別紙2の第4の1)又は生産製造連携事業計画(米穀の新用途への利用の促進に関する法律第4条第3項)の認定を受けていること。 また、飼料用米(多収品種)については、経営所得安定対策要綱別紙13の2の(3)により、生産性向上(コスト低減)のため、以下の取組のうち一つ以上に取り組むこと。 ○飼料用米の生産性向上のための課題に対する取組 ①密播、疎植栽培等の取組による移植苗箱数の削減 ②堆肥等の利用による肥料費の削減 ③ICT、スマート農業技術の利用による省力化・コスト低減 ④適切な施肥管理による収量向上(地域の農協及び指導機関の指導水準を参考とする) ・品種別適正基肥量の確保又は追肥の実施 ⑤立毛乾燥による乾燥・調製費削減					
取組の 確認方法	1 助成対象者 ・要綱Ⅳの第2の1(3)及び(4)の規定に基づき確認する。 2 助成対象水田 ・営農計画書、水田台帳により確認する。 3 取組要件 ①営農計画書及び出荷販売契約書(全作物に共通)、新規需要米取組計画(飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米の場合)、加工用米取組計画(加工用米の場合)、利用供給協定により確認する。 飼料用米の生産性向上の取組を行ったことがわかる書類(作業日誌、資材等購入伝票等) ②取組面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の(5)の規定に基づき行う。 GAPの取組の確認は、GAPチェックシートにより行う。(※加工用米・新市場開拓用米のみ)					
成果等の 確認方法	令和7年12月末までに、加工用米及び新規需要米の取組計画認定状況および水田における作付状況(確定値)で確認する。					
備 考						

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	群馬県				整理番号	8
使途名	飼料用とうもろこし等の生産性向上助成					
対象作物	飼料用とうもろこし(青刈り・子実)(基幹作)					
単 価	4,500円/10a(追加配分額に応じて単価を増額調整する。)					
課 題	畜産農家の国産飼料用とうもろこしに対する需要が増えているが、本県における飼料用とうもろこしの生産は、供給量が十分でない状況にある。 対象作物及び面積要件の見直しを行った影響等により、令和6年度取組面積は42haとなった。令和4年度の48ha、令和5年度の44haから徐々に減少しているが、輸入飼料の価格安定が今後も見込めないことから、今後も本県の強みである畜産業との連携を強化し、水田での飼料増産を推進し、定着させるため、継続して支援を行う。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	取組面積	目標	—	46ha	48ha	50ha
		実績	44ha	42ha		
内 容	水田における飼料用とうもろこし(青刈り用、子実用)の生産で、以下の要件を満たす取組に対して助成する。					
具体的要件	1 助成対象者(以下をすべて満たすこと) ①販売等を目的として対象作物を生産・耕作する販売農家・集落営農(自家利用の場合を含む) ②需要者と出荷・販売契約を締結していること ③以下の担い手であること 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、人・農地プランまたは地域計画に位置づけられた中心経営体のいずれか 2 助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱(以後、要綱)別紙1に定める交付対象水田であること 3 取組要件(次の全ての要件を満たすこと) ・畜産農家等の需要者との間で品質等の条件を含めた利用供給協定締結を行うこと、または、自家利用計画を策定すること(利用供給協定は耕畜連携助成に準ずる) ・飼料用とうもろこし(青刈り用、子実用)の生産において、1ha以上の利用集積を行うこと					
取組の 確認方法	1 助成対象者 ・要綱Ⅳの第2の1の(3)及び(4)の規定に基づき確認する。 ・担い手であることの確認は、農業経営改善計画、青年等就農計画、経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧(要綱様式第5号)、人・農地プランまたは地域計画等により行う。 2 助成対象水田 ・営農計画書、水田台帳により確認する。 3 取組要件 ・利用供給協定または自家利用計画により確認する。 ・取組面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の(5)の規定に基づき行う。					
成果等の 確認方法	当該年度に公表される農林水産統計で確認する。					
備考						

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	群馬県				整理番号	9
使途名	複数年契約の取組（新市場開拓用米）					
対象作物	新市場開拓用米（基幹作）					
単 価	10,000円/10a					
課 題	主食用米からの確実な転換のため、新市場開拓用米の複数年契約の取組を推進する。輸出用米については、急激に作付面積を拡大することが困難であるが、現在作付を行っている地域での取組を維持・拡大するため、継続して支援を行っていく。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	取組面積	目標	4ha	4ha	4ha	4ha
		実績	0ha	0ha		
内 容	水田における新市場開拓用米の生産において、以下の要件を満たす取組に対して助成する。					
具体的要件	1 助成対象者（以下をすべて満たすこと） ①販売等を目的として対象作物を生産・耕作していること ②需要者と出荷・販売契約を締結していること 2 助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱（以後、要綱）別紙1に定める交付対象水田であること 3 取組要件 ・需要に応じた米の生産・販売に関する要領（以後、要領）別紙2の第2に規定する新市場開拓用米であり新規需要米取組計画の認定を受けていること					
取組の確認方法	1 助成対象者 ・要綱Ⅳの第2の1の（3）及び（4）の規定に基づき確認する。 2 助成対象水田 ・営農計画書、水田台帳により確認する。 3 取組要件 ①新市場開拓用米の確認は、新規需要米取組計画書、新規需要米の販売等に関する契約書、新規需要米の適正出荷に関する誓約書、新規需要米生産集出荷数量一覧表により行う。 ②取組面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の（5）の規定に基づき行う。					
成果等の確認方法	令和8年1月末までに、産地交付金実績面積により確認する。					
備考						

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	群馬県				整理番号	10
使途名	そば、なたねの作付けの取組					
対象作物	そば、なたね(いずれも基幹作)					
単 価	20,000円/10a					
課 題	本県では、中山間地域等における転換作物として、そば・なたねの作付に取組んでいる。 令和5年度実績は対目標値90%と目標を下回った。今後も、地産地消、地域振興等と結びついた取組の拡大を目指し、引き続き作付への支援を行う。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	取組面積	目標	30ha	28ha	29ha	30ha
		実績	27ha	16.9ha		
内 容	水田におけるそばまたはなたねの生産において、以下の要件を満たす取組に対して助成する。					
具体的要件	1 助成対象者(以下をすべて満たすこと) ①販売等を目的として対象作物を生産・耕作する販売農家・集落営農 ②需要者と出荷・販売契約を締結していること(なたねの場合は、農協等と需要者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者等との販売契約を締結していること) 2 助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱(以後、要綱)別紙1に定める交付対象水田であること 3 取組要件 ・助成対象水田において、販売等を目的として、そばまたはなたねの生産を行うこと					
取組の 確認方法	1 助成対象者 ・要綱Ⅳの第2の1の(3)及び(4)の規定に準じる。 2 助成対象水田 ・営農計画書、水田台帳により確認する。 3 取組要件 ・取組面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の(5)の規定に基づき、営農計画書や現地確認により行う。					
成果等の 確認方法	令和8年1月末までに、産地交付金実績面積により確認する。					
備考						

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	群馬県				整理番号	11
使途名	新市場開拓用米の作付けの取組					
対象作物	新市場開拓用米（基幹作のみ）					
単 価	20,000円/10a					
課 題	主食用米の国内需要の減少が課題となっているため、国内外のコメの新市場の開拓を図る米穀の作付に取り組む重要性が高まっている。 輸出用米については、急激に作付面積を拡大することが困難であるが、現在作付を行っている地域での取組を維持・拡大するため、継続して支援を行っていく。					
目 標			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	取組面積	目 標	4ha	4ha	4ha	4ha
		実績	0.1ha	2.1ha		
内 容	水田において新市場開拓用米を作付け、以下の要件を満たす取組に対して助成する。					
具体的要件	1 助成対象者（以下をすべて満たすこと） ①販売等を目的として対象作物を生産・耕作していること ②需要者と出荷・販売契約を締結していること 2 助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱（以後、要綱）別紙1に定める交付対象水田であること 3 取組要件 ・需要に応じた米の生産・販売に関する要領（以後、要領）別紙2の第2に規定する新市場開拓用米であり新規需要米取組計画の認定を受けていること					
取組の 確認方法	1 助成対象者 ・要綱Ⅳの第2の1の（3）及び（4）の規定に基づき確認する。 2 助成対象水田 ・営農計画書、水田台帳により確認する。 3 取組要件 ①新市場開拓用米の確認は、新規需要米取組計画書、新規需要米の販売等に関する契約書、新規需要米の適正出荷に関する誓約書、新規需要米生産集出荷数量一覧表により行う。 ②取組面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の（5）の規定に基づき行う。					
成果等の 確認方法	令和8年1月末までに、産地交付金実績面積により確認する。					
備考						

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	群馬県			整理番号	12	
使途名	地力増進作物の作付けの取組					
対象作物	地力増進作物（基幹作のみ）					
単 価	20,000円/10a（配分額によっては単価の減額調整を行う）※1					
課 題	永続的な水田農業のためには、環境負荷の低減が必要不可欠となっている。そこで、地力増進作物の導入による有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組を推進する。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	取組面積	目標	1.0ha	8.0ha	9.0ha	10ha
		実績	7.6ha	2.5ha		
内 容	水田において地力増進作物を作付け、以下の要件を満たす取組に対して助成する。					
具体的要件	1 助成対象者（以下をすべて満たすこと） ・販売等を目的として対象作物を生産・耕作する販売農家・集落営農 2 助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱（以後、要綱）別紙1に定める交付対象水田であること ・地力増進作物のみを作付けする同一ほ場への連続支援は原則2年間までとすること 3 取組要件 ・以下の対象作物を作付けし、①および②を満たすこと。 地力増進稲、ソルガム、エン麦、ライ麦、イタリアンライグラス、ローズグラス、クローバー類、アルファルファ、レンゲ、その他地力増進作物（青刈り大豆、マリーゴールド等）、クロタリア、フェアリーベッチ、ナギナタガヤ ①販売等を目的とした作物作付の為に土作りとして、地力増進作物を栽培していること ②後作までに確実に土壌へすき込むなど、適切な管理を行っていること					
取組の 確認方法	1 助成対象者 ・要綱Ⅳの第2の1の（3）及び（4）の規定に基づき確認する。 2 助成対象水田 ・営農計画書、水田台帳により確認する。 3 取組要件 ①地力増進作物の取組を行ったことがわかる書類（作業日誌、種子等購入伝票等） ②取組面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の（5）の規定に基づき行う。					
成果等の 確認方法	令和8年1月末までに、産地交付金実績面積により確認する。					
備考	※1 水田収益力強化ビジョンに地力増進作物の取組方針等を位置づけた地域農業再生協議会における、以下のア及びイの合計面積について、追加配分される。 ア 支援対象年度の前年度における産地交付金追加配分実施面積（ただし、支援対象年度の作付面積が前年度の産地交付金の追加配分実施面積より小さい場合は、支援対象年度の作付面積となる。） イ 支援対象年度の作付面積が前年度の作付面積から増加している場合、以下の（ア）又は（イ）のいずれか小さい方の面積 （ア）水稲（加工用米、米粉用米及び新市場開拓用米を除く。）の支援対象年度の前年度からの作付減少面積 （イ）地力増進作物（基幹作に限る。）の支援対象年度の前年度からの作付拡大面積					